

第4章 計画の推進

重点的取組と目標の設定について

本計画においては、次章「第5章 施策の展開」において、施策の基本目標を達成するための主要施策に基づき、実施する具体的施策及びその目標値を定めます。

また、介護保険法第117条に基づき、市町村は「被保険者の自立支援、介護予防又は重度化防止」及び「介護保険の適正化」に関して本計画期間中に取り組むべき事項及びその目標値を定めることとされています。

そこで、本計画期間中に実施する介護保険法第117条に基づく重点的取組については「★重点施策」、本市の重点施策については「★重点施策（市）」を付し明確にするとともに、各施策及び事業については達成状況や進捗状況を評価・点検し、必要に応じて見直しを行うなど、いわゆるPDCAサイクルによる進捗管理を行います。

《PDCAサイクルのイメージ》

